

新ごみ処理施設整備基本構想等策定支援業務

仕 様 書

令和8年5月

十和田地域広域事務組合

第 1 章 総 則

本仕様書は、十和田地域広域事務組合（以下、「当組合」という。）が発注する「新ごみ処理施設整備基本構想等策定支援業務」に適用する。

1. 業務の目的

新ごみ処理施設の整備に国の財政支援（循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等）を活用するため、循環型社会形成推進地域計画を策定し、関係大臣の承認を得なければならないことから、その前段に必要なごみ処理基本計画及び施設整備基本構想を策定するほか、その他必要な支援を行うことを目的とする。

2. 業務の内容

当組合のごみ処理施設は、昭和 60 年 4 月の供用開始から 41 年が経過（平成 12 年 7 月から平成 14 年 6 月の大規模改修〔排ガス高度処理・灰固形化施設整備〕に伴い、全連続運転を開始してから 23 年が経過）しており、施設の老朽化が課題となっている。

本業務は、上記の状況を踏まえ、新たなごみ処理施設の整備に向けた、「施設整備基本構想（当組合の基本方針、処理システム等の検討、施設整備内容、施設整備スケジュール等）」を取りまとめるとともに、建設候補地の検討を実施するものとする。

なお、令和 18 年度が計画目標年度となる「ごみ処理基本計画」について、新たな計画期間とした基本計画の策定を支援し、基本構想の基礎データとすること。

3. 業務委託の名称

新ごみ処理施設整備基本構想等策定支援業務

4. 履行場所

青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60－3

5. 施設整備概要

ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

可燃ごみ発生量 88t/日

6. 履行期間

ごみ処理基本計画 : 契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

施設整備基本構想 : 契約締結の日から令和 9 年 10 月 29 日まで

7. 業務の範囲

本仕様書で定める業務の範囲及び詳細については「第2章 業務内容」による。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、当組合と業務受託者（以下、「受託者」という。）が協議のうえ実施すること。また、打合せ及び協議事項については、全て受託者が打合せ記録簿を作成し、その都度当組合に提出すること。

8. 業務管理

受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、当組合の承諾を得る。また、当組合との連絡を密にし、不明な点については適時指示を求める。

なお、業務工程に変更が生じた場合は、当組合と受託者の協議の上実施する。

9. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、規則、指針、マニュアル、その他の条例等を遵守すること。

10. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、当組合が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与することができる。貸与を受けた資料については、そのリストを作成し当組合に提出し、業務完了後速やかに返却すること。

11. 秘密の保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

12. 関係官公署との協議

受託者は、関係官公署との協議を必要とするとき、若しくは当組合から協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、必要に応じて協議資料や議事録等を作成し、当組合を支援するものとする。

13. 疑義

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務履行上疑義が生じたときは、速やかに当組合と協議の上、当組合の意図を十分理解し、指示に従い本業務を遂行すること。

14. 業務内容の変更

当組合が必要であると認めた場合には、当組合と受託者による協議により変更する。
なお、協議決定後における変更については、別途当組合と受託者による協議により行うものとする。

15. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次に示す書類を提出すること。

- 1) 業務着手届
- 2) 管理技術者及び照査技術者選任届
- 3) 業務工程表
- 4) 完了届
- 5) 納品書
- 6) その他必要な書類

16. 配置技術者等

受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度の技術を要する業務については相当の経歴を有する技術者を配置しなければならない。また、配置する技術者は、自社の社員（契約締結時点で6ヶ月以上の雇用関係）であること。なお、各配置技術者の兼務は認めないものとする。

1) 管理技術者

管理技術者は、業務全般にわたり、総合的な品質管理の立場に立って技術管理指導を行う必要があるため、技術士（総合技術監理部門：衛生工学または、衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧 廃棄物管理〕）の資格を有する者を配置すること。

2) 照査技術者

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：衛生工学または、衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧 廃棄物管理〕）の資格を有する者を配置すること。

3) 担当技術者

本業務は業務内容が多岐にわたるため、実施体制の強化を図ることとし、以下の技術者を1名以上配置すること。

- ・技術士（建設部門：建設環境）

17. 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し当組合に提出すること。

18. 成果品の検査及び納品

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、当組合による成果品検査を受け、検査合格後に本仕様書に指定された成果品一式を納品し本委託業務の完了とする。

なお、納品後に受託者の責に帰すべき理由による不備または誤りが発見された場合、責任をもって速やかに訂正するものとする。

19. 成果品

本業務の成果品は、下記に示すとおりとし、成果品の作成にあたっては、事前に当組合と協議の上作成すること。

ただし、1) 及び 2) (当該電子データを含む。) は、令和 9 年 3 月 19 日までに成果品を当組合に納品すること。

なお、成果品の著作権は当組合に帰属するものとする。

1) ごみ処理基本計画	(A 4 版)	10 部
2) ごみ処理基本計画 (概要版)	(A 4 版)	10 部
3) 新ごみ処理施設整備基本構想 (本編)	(A 4 版)	10 部
4) 新ごみ処理施設整備基本構想 (概要版)	(A 3 版)	10 部
5) 上記電子データ	(C D-R 等)	1 式
6) その他打合せ議事録等	(A 4 版)	1 部

第2章 業務内容

第1節 「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画」策定

1. ごみ処理基本計画の策定

当組合では、本年度に新たなごみ処理基本計画を策定する時期を迎えていることから、当組合を構成する十和田市・六戸町・おいらせ町・五戸町・新郷村の1市3町1村（以下、「構成市町村」という。）が、令和7年度に策定したそれぞれのごみ処理基本計画に基づき、計画初年度を令和9年度とした当組合のごみ処理基本計画を策定する。

なお、本業務における検討内容については、当組合の所掌であるごみ処理に関わる部門のみとし、現計画の構成に基づいた表1に示す項目（網掛けした【対象項目】）を検討対象とする。

また、ごみ処理基本計画の構成は、前述の検討内容に加え構成市町村の計画（地域概況、発生量の見込み、目標値の設定、施策等）を取り込んだ計画とする。

表1 現計画に対する本業務策定対象項目確認一覧

章	節	項	本業務対象項目の確認
1. 基本的事項の整理	1. 計画見直しの趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 計画見直しに至るまでの流れ 5. 計画対象区域及び対象範囲 6. ごみ処理の広域的取組の推進	1. 取り巻く状況 2. 組合の計画策定状況	【対象項目】
			【対象項目】
			【対象項目】
			【対象項目】
			【対象項目】
			【対象項目】
2. 地域の概況	1. 自然的概要 2. 人口動態 3. 産業の動向 4. 土地利用状況 5. 交通状況 6. 構成市町村の総合計画等	1. 位置及び地象 2. 気象	構成市町村の計画を参照
		1. 人口及び世帯数 2. 年齢階級別・男女別人口	構成市町村の計画を参照
			構成市町村の計画を参照
			構成市町村の計画を参照
			構成市町村の計画を参照
			構成市町村の計画を参照
3. ごみ処理の現況及び課題	1. 組合の概要 2. 分別区分及び処理フロー	1. 組合の経緯 2. ごみ処理体制の経緯	【対象項目】
		1. 分別区分 2. 処理フロー	【2項対象項目】 構成市町村の計画を参照（1項）

章	節	項	本業務対象項目の確認
3. ごみ処理の現況及び課題	3. ごみの排出量及び性状	1. ごみ排出量 2. 燃えるごみの性状	【2項対象項目】 構成市町村の計画を参照(1項)
	4. ごみの減量化・再生利用の状況	1. 生ごみの排出抑制 2. 家庭系資源ごみの分別回収 3. 事業系資源ごみの分別回収 4. 集団回収 5. 直接資源化量 6. 焼却灰等の資源化 7. 粗大ごみ処理施設での資源回収 8. 資源化施設での資源回収	【5項から8項対象項目】 構成市町村の計画を参照(1項から4項)
	5. 資源化量等		構成市町村の計画を参照
	6. ごみ処理の実績	1. 収集・運搬 2. 中間処理 3. 最終処分	【2項及び3項対象項目】
	7. ごみ処理経費		【対象項目】
4. 課題の整理	1. 当初計画の検証	1. 施策の達成状況等 2. 数値目標の検証 3. 収集・運搬計画の検証 4. 中間処理計画の検証 5. 最終処分計画の検証 6. ごみ処理施設整備の検証 7. その他の計画の検証	【1項(組合関連のみ)及び3項から6項対象項目】 構成市町村の計画を参照(1項及び7項)
	2. ごみ処理の評価		構成市町村の計画を参照
	3. 課題の抽出	1. 排出抑制・資源化に関する課題 2. 収集・運搬に関する課題 3. 中間処理に関する課題 4. 最終処分に関する課題 5. その他の課題	【2項から5項対象項目】 構成市町村の計画を参照(1項)
5. ごみ処理行政等の動向	1. ごみ処理行政の動向	1. 国のごみ処理行政の動向 2. 青森県のごみ処理行政の動向 3. 近隣市町村のごみ処理行政の動向	【対象項目※施設整備に関連する動向を整理】
	2. 関係法令等	1. 国の関係法令等 2. 県の関係法令等	【対象項目※施設整備に関連する法令を上記に含む】
	3. ごみ処理技術の動向	1. 可燃ごみ処理技術 2. 不燃ごみ・粗大ごみ処理技術	【対象項目】
6. ごみ発生量の見込み(施策現状維持)	1. 予測方法		構成市町村の計画を参照
	2. 将来人口		構成市町村の計画を参照

章	節	項	本業務対象項目の確認
7. 目標値の設定			構成市町村の計画を参照
8. ごみ発生量の見込み			構成市町村の計画を参照
9. ごみの排出抑制・資源化等の施策	1. 基本方針		【対象項目】
	2. 住民・事業者・行政の役割	1. 住民の役割 2. 事業者の役割 3. 市町村の役割 4. 組合の役割	【4項対象項目】 構成市町村の計画を参照 (1項から3項)
10. 基本計画	1. 将来のごみ分別区分		
	2. ごみの適正処理計画	1. 収集・運搬計画 2. 中間処理計画 3. 最終処分計画	【2項及び3項対象項目】
	3. ごみ処理施設の整備計画	1. 中間処理施設の整備計画 2. 最終処分の整備計画	【対象項目】
	4. その他の計画	1. 一般廃棄物処理業の許可 2. 家庭系ごみの有料化 3. 事業系ごみ処理料金の見直し 4. 災害廃棄物処理計画	

備考) 網掛けした項目を本業務の検討対象とし、白抜きした項目は構成市町村の計画を参照し活用する。

2. パブリックコメントの対応

ごみ処理基本計画に対するパブリックコメントの実施において、以下の支援を行い、ごみ処理基本計画に反映させるものとする。なお、パブリックコメントの実施期間は1カ月を見込む。

- 1) ごみ処理基本計画概要版等の公表資料の作成
- 2) 意見の整理及び回答案の作成

第2節 「十和田地域広域事務組合新ごみ処理施設整備基本構想」策定

1. 基本事項

基本事項として本計画の背景や目的、位置づけ等を設定するとともに、構成市町村が令和7年度に策定した「ごみ処理基本計画」及び国の定める「廃棄物処理施設整備計画」等に基づき、環境保全、3R+Renewable 推進をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当組合におけるごみ処理施設の基本方針を設定する。

- 1) 基本方針
- 2) 基本事項
- 3) 計画期間と目標年次

2. 地域特性の把握及びごみ処理の現状と課題の整理

構成市町村が令和7年度に策定した「ごみ処理基本計画」を踏まえ、施設整備基本構想の基礎となる地域の特性及びごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の課題を抽出、整理する。

1) ごみ処理状況の現状の整理

ごみ処理体制の状況、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等について整理する。

2) 現状の課題

中間処理、最終処分等における課題を整理する。

3) ごみ量、ごみ質の推計

計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関しての長期見通しを検討する。

4) 将来処理体制及び全体フローの検討

基本計画を踏まえ、中間処理から最終処分（ごみ焼却施設、リサイクル施設（粗大ごみ処理施設含む）、最終処分場）における将来処理体制及び全体フローを検討する。

5) 将来の施設別処理量

基本計画を踏まえ、廃棄物の処理・処分実績に基づく推計により、施設別の処理量を検討する。

3. 計画予定地の現地確認等

計画予定地に係る資料等を整理・確認し、地形や地質状況、周辺の土地利用状況、自然環境状況等を把握するために、現地の状況確認を行う。

4. ごみ処理に係る技術の動向調査

新たな施設整備に向けた、ごみ処理技術・制度等の最新の技術的動向を調査する。

1) 中間処理の技術等の動向調査

ごみの焼却処理（ストーカ式）、ガス化溶融（シャフト式、キルン式）、RDF（好気性発酵乾燥方式、固形燃料化方式〔トンネルコンポスト含む〕）、バイオマスメタン発酵（メタンガス化等）等（以下、抽出した方式をまとめて「各処理方式」という。）の技術的動向の把握を行う。なお、各処理方式についての参入意向調査を含む。

2) 資源化・再利用施設の技術等の動向調査

資源化や再利用等の技術的動向の把握を行う。なお、生成物（コンポスト、固形燃料等）や売電等についての地域内需要調査と具体的な引取候補先のリストアップを含む。ただし、地域内需要調査は、構成市町村内であり、かつ「第3節 新ごみ処理施設建設候補地の検討」において最有力候補地となった地点から概ね半径20km以内を想定する。（民間事業者の活用を含む。）

3) 中間処理施設から発生する副産物の処理に関する技術等の動向調査

中間処理施設から発生する副産物について、資源化や処理方法の技術的動向の把握を行う。

4) 最終処分の技術等の動向調査

最終処分についての技術的動向の把握を行う。

5. 施設規模の設定

各処理方式を対象に、ごみ処理技術の動向調査結果及び、各市町村で算出したごみ処理量の推計結果等に基づいて、施設規模を設定する。

6. 処理フローの検討

各処理方式を対象に、ごみ処理技術の動向調査結果を踏まえ、ごみ処理施設の概略設備構成及び処理フローを整理し、適用するごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討する。

7. 概算事業費の算定

各処理方式を対象に、施設規模の設定に基づき、近年の実勢単価等より概算事業費を算定する。

なお、概算事業費は、建設費や維持管理費（20年間）に加え、最終処分費（20年間）を含めたトータルコストとする他、下記の事項についても整理する。

1) 最終処分場のシミュレーション

各処理方式を導入した際の最終処分場の推計と、現最終処分場の延命可能期間を算定する。また、処分場の新設を回避・先送りすることによる将来コスト抑制効果を定量化にて整理する。

2) 国庫補助金獲得戦略の策定

各方式の施設整備に関し、活用可能となる環境省や農林水産省等の交付金や補助金を整理するとともに、活用方策を提示する。

8. 処理システムの選定

4. から 7. までの検討結果を踏まえ、各処理方式の中から処理システムの絞り込みを行う。

9. 概略配置案の検討

処理システムの選定結果に基づき、概略配置案を検討する。

10. 運営方式の整理

選定した処理システムを対象に、運営時におけるごみ処理施設のコスト削減策を整理するとともに、本組合が選択しうる可能性のある運営方式について整理する。

なお、採用する運営方式は、後に実施する PFI 等導入可能性調査において選定することから、ここでは整理に留めるものとする。

11. 施設整備スケジュール

以下に示す内容を整理した、事業全体の施設整備スケジュールを検討する。

- 1) 各処理施設内容、施設の規模、運営・維持管理体制
- 2) 各処理施設計画から施設稼働までのスケジュール
- 3) 既存施設の存続、廃止計画

13. 施設整備基本構想の取りまとめ

これまでの調査結果により、処理システムの選定及び選定した処理システムに基づく、整備及び運営に関する事項を、施設整備基本構想として取りまとめる。

第3節 新ごみ処理施設建設候補地の検討

新ごみ処理施設建設候補地（以下、「候補地」という。）の検討に関して、組合が指定する候補地（3箇所）について、様々な観点から廃棄物処理施設としての適性を比較評価することを目的とする。

なお、評価の条件や比較検討資料については、仮称「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画策定委員会」に提示し了承を得たうえで候補地の比較評価を実施する。委員会のための資料作成及び議事録の作成等の支援を行う。

1. 基本条件の整理

候補地の選定に必要な基本的事項及び条件を整理する。

- 1) 施設整備の内容
- 2) 立地規制に係る法令等

2. 候補地（3箇所）に係る内容確認

当組合が指定した3箇所について、その選定経過及び結果について内容を確認し整理する。

- 1) 選定結果（候補地）の確認
- 2) 現地踏査による現況確認
- 3) 候補地における基礎情報の整理

選定結果及び現地踏査を踏まえ、候補地における土地利用状況や地形、自然環境、周辺状況等の選定評価に必要な基礎情報を整理する。

- 4) 概略施設配置検討図の作成

整理した基礎情報及び施設整備基本構想の検討内容に基づき、概略施設配置検討図を作成する。

3. 候補地選定の評価項目・基準の設定

候補地を選定するにあたり、具体的な選定フローを検討するとともに、土地利用状況、自然環境、防災性、経済性の観点から当組合の地域特性（土地の取得、住民同意など事業実現性についての可能性等）に配慮して、評価項目及び評価基準を設定する。

4. 候補地の評価・選定

前述までに整理・設定した選定フロー、各評価項目、現地調査、施設概略配置検討図等より、各候補地を総合的かつ定量的、定性的に比較評価し、最有力候補地を選定する。

第4節 共通事項

1. 仮称「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画策定委員会」への対応

当組合が設置・開催する仮称「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画策定委員会」への対応について、表2に示す各作業の役割分担表に基づき実施する。

表2 検討委員会の役割分担一覧

作業項目	役割分担	
	組合	受託者
① 委員の委嘱	○	
② 委員への開催案内の通知	○	
③ 配布資料作成		○
④ 会場の準備及び片付け※1	○	○
⑤ 各会の司会進行		○
⑥ 委員への出席謝礼、旅費の支給	○	
⑦ 議事録の作成		○

※1 使用する会場は組合の会議室とする。

1) ごみ処理基本計画策定への対応

ごみ処理基本計画の策定にあたり、「学識経験者」、「構成市町村の住民」、「一般廃棄物処理業者」、「事業者」、「構成市町村の職員」から構成される検討委員会（15名程度）を設置・開催するため、下記の運営支援を行う。検討委員会は令和8年度中に2回程度を予定している。

- (1) 資料の作成
- (2) 検討委員会への出席及び助言
- (3) 議事録の作成

2) 施設整備基本構想策定への対応

施設整備基本構想の策定及び候補地選定にあたり、当組合圏域の各市町村（1市3町1村）で組織する検討委員会を設置・開催するため、下記の運営支援を行う。検討委員会は令和8年度から令和9年度にかけて3回程度を予定している。

- (1) 資料の作成
- (2) 検討委員会への出席及び助言
- (3) 議事録の作成

2. 打合せ協議

打合せ協議は5回（初回、中間3回、納品時）を標準とするが、業務の進捗状況により適宜実施するものとする。また、当組合が指定する時点において、報告書を作成し提出すること。なお、適宜実施する打合せについては、オンラインでの打合せ（Web会議）を有効に活用すること。